［条を削る。］

（放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請）

第七条　［略］

2　前項各号の申請書には、廃棄体を埋設する場合にあつては次に掲げる書類、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては第一号、第四号、第七号及び第八号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～七　略］

八　放射性廃棄物等に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

［3・4　略］

（放射性廃棄物等の技術上の基準）

第八条　［略］

2　廃棄体に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一・二　略］

三　放射能濃度が法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによる最大放射能濃度を超えないこと。

［四～八　略］

九　前各号に定めるもののほか、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによるものであること。

3　コンクリート等廃棄物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一～三　略］

四　前三号に定めるもののほか、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによるものであること。

［条を削る。］

（第二種廃棄物埋設確認証）

第九条　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第四条第一項又は第七条第一項の規定による申請に係る廃棄物埋設施設等又は放射性廃棄物等が第六条又は前条の技術上の基準に適合していることについて確認をしたときは、第二種廃棄物埋設確認証を交付する。

（合併及び分割の認可の申請）

第十条　法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　略］

七　廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～六　略］

七　廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

（廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認実施要領書）

第六条の三　原子力規制委員会は、第四条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第五条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

（放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請）

第七条　［同上］

2　前項各号の申請書には、廃棄体を埋設する場合にあつては次に掲げる書類、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては第一号、第四号及び第七号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～七　同上］

［号を加える。］

［3・4　同上］

（放射性廃棄物等の技術上の基準）

第八条　［同上］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　放射能濃度が許可申請書等に記載した最大放射能濃度を超えないこと。

［四～八　同上］

九　前各号に定めるもののほか、許可申請書等に記載したものであること。

3　［同上］

［一～三　同上］

四　前三号に定めるもののほか、許可申請書等に記載したものであること。

（放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施要領書）

第八条の二　原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合には、埋設しようとする放射性廃棄物等が前条第一項の技術上の基準に適合することを確認する方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

（確認証の交付）

第九条　原子力規制委員会は、法第五十一条の六第一項又は第二項の確認をしたときは、確認証を交付する。

（合併及び分割の認可の申請）

第十条　法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～六　同上］

［号を加える。］